

令和 2 年 第 3 回

教育委員会定例会会議録

令和2年3月2日

令和2年第3回教育委員会定例会会議録

令和2年3月2日（月）

出席者（5名）

教育長 貝ノ瀬 滋
委員 畑谷 貴美子
委員 櫻井 正治

委員 池田 清貴
委員 富士道 正尋

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長・調整担当部長
宮崎 望
総務課施設・教育センター担当課長
田島 康義
学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長
田中 容子
指導課教育施策担当課長
福島 健明
指導課統括指導主事
鈴木 恭子

総務課長 高松 真也
学務課長 金木 恵
指導課長 松永 透
三鷹図書館長 田中 博文
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長・三鷹中央防災公園・元気
創造プラザ総点検担当部長兼職・芸
術文化課長事務取扱）

教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 加藤 直子

大朝 摂子
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平山 寛

事務局職員

副参事 寺田 真理子

主事 能勢 亘

令和2年第3回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和2年3月2日（月）午後1時30分開議

- 日程第1 議案第6号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第2 議案第7号 三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）について
- 日程第3 議案第8号 三鷹市教育支援プラン2022（第2次改定）について
- 日程第4 議案第9号 みたか子ども読書プラン2022（第2次改定）について
- 日程第5 教育長報告

午後 1時35分 開会

○貝ノ瀬教育長 ただいまから令和2年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、畑谷委員にお願いいたします。

議題に入る前に、私から三鷹市立小・中学校の臨時休校についてということで、お話をさせていただきたいと思えます。

先週木曜日、令和2年の2月27日でございますが、開催された政府の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、安倍内閣総理大臣から全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校で、3月2日から春休みまで臨時休校を行ってほしい旨の要請がございました。

これを受けまして、市長とも緊急に協議を重ねまして、三鷹市といたしましても3月2日から春季休業までの期間について、全ての三鷹市立小・中学校22校を臨時休校とすることといたしました。このことは児童・生徒をはじめ、市民の皆様の健康と安全を何よりも最優先し、さらなる感染拡大を防止するための臨時、緊急の対応となります。

こうした経緯等、趣旨につきましては、2月28日当日に教育委員の皆様にもご連絡をさせていただいたとおりでございます。また、2月28日にはちょうど市議会本会議も開催されておりまして、三鷹市立小・中学校の臨時休校と、現段階での市としての考え方について、市議会本会議におきまして、河村孝三鷹市長からご説明をさせていただきました。

その中では、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な小学校の児童の安全確保のため、現段階において学童保育所は通常どおり開設すること、また、小・中学校の教育支援学級についても受け入れの体制を整えること、そして、保育園につきましても市民生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、臨時休園等の対応は行わず、通常の運営を行うことをご説明しております。

臨時休校は、学校保健安全法第20条の学校の設置者、つまり地方公共団体は感染症の予防上、必要があるときは臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができるとの規定を根拠として行うものとなります。今回の緊急措置は全校で、それも相当の期間、臨時休業を行うもので、当然、学童保育所などの福祉施策とも十分な連動を図りながら実施することが重要となります。

こうした点も踏まえまして、教育長を通じて教育委員会とも協議しながら、地方公共団体の長として三鷹市長において市議会本会議の場でも緊急に表明されたものとなります。

私としても、引き続き教育委員の皆様のご意見をいただくとともに、市長部局との連携をさらに強めながら、全庁的な対応に取り組みたいと考えておりますので、教育委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

お手元には、「新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく臨時休校について」という通知の写しを配付してあります。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第6号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
○貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第6号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。

○松永指導課長 指導課長、松永でございます。それでは、議案の5ページ、それから、本日、席上配付させていただきました、議案第6号参考資料というペーパーが3枚ございますけれども、そちらをごらんいただければと思います。

議案自体は、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ということになりますけれども、その前段として少し説明をさせていただきます。

こちらの参考資料をごらんいただければと思います。公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の概要ということで、いわゆる給特法の改正に基づきまして、第7条に教師の業務量の適切な管理、その他教師のサービスを監督する教育委員会が、教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めているということです。

給特法の中で、教員の業務量の上限時間、超勤時間の上限時間を定め、また、それをどのようにして達成するのか、福祉を図るのかといったことについて、サービスを監督する教育委員会というのは、三鷹市立学校に関しては三鷹市教育委員会になるわけですが、こちらで指針を定めるということになりました。

対象の範囲といたしましては、三鷹市立学校の教育職員全てということになります。

業務を行う時間の上限として、超勤4項目以外の業務を行う時間も含めと書いてありますけれども、今、現状の制度の中で超勤を校長のほうで命ずることができる職務は4項目あるわけですが、それ以外の部分についての時間も含めて、在校等時間と呼びながら進めているところです。

基本的には、在校している時間、それに校外において職務として行う研修、児童・生徒の引率等の職務に従事している時間、そして、各地方公共団体等で定めるテレワークの時間といったものを加えたもの、それから、除くものとしては、勤務時間外における自己研さん及び業務外の時間、これは自己申告によるんですけども、学校に在校しながら、例えば英語の勉強をすとか自分を高めるための時間といったものは除くと。それから、定められている休憩時間を除いたもの、これを在校等時間ということで、勤務時間から外にはみ出る部分につきましては、超勤の時間ということでカウントすることになります。

上限時間ですけれども、1か月の時間外在校等時間については45時間以内、1年間の時間外在校等時間につきましては360時間以内を上限とするというものでございます。若干、特例的にあるものがあるんですけども、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間が100時間未満であること、それから1年間の時間外在校等時間が720時間以内であること。ただし、連続する複数月の平均時間外在校等時間は80時間までということで、年間の中で45時間を超える月は年間6か月までという条件つきの中で、上限時間の特例が若干認められている

ことになります。

三鷹市教育委員会に課せられているものとしては、今回の部分では二つございます。一つは、今、申しあげました1か月の時間外在校等時間が45時間以内、そして、1年間で360時間以内といったものを、三鷹市の規則等の中に明確に位置づけること。それから、もう一つが裏面の一番上の(5)になりますけれども、上限方針を踏まえた実施状況を把握した上で、それを踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施すること。こういったものを服務監督権者である三鷹市教育委員会として、指針を定めるといったことになります。

次の、参考資料のもう一枚になりますけれども、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、平成7年東京都条例第45号の改正案というものをごらんください。

先ほど服務監督権者が三鷹市教育委員会と申しましたけれども、基本的に東京都の教育職員につきましては県費負担教職員ということで、東京都のほうで勤務条件等は条例で定められているものになります。

この条例に次の条をということで、先ほど申しあげたところになりますけれども、業務量の適切な管理、その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとするをここに加えるということで、こちらは令和2年3月の東京都議会で審議をするということで、ここで可決がなされれば、それに合わせる形で、服務監督権者である三鷹市教育委員会も規則に位置づけたものを4月1日付けで施行したいということで、今日お諮りをさせていただくものでございます。

議案の5ページをごらんください。

教育職員に関しては都の規定に基づいて全て実施しているということで、勤務時間とか休日、休暇等に関する条例は三鷹市にはございません。文科省、それから東京都教育委員会も含めて、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の部分に位置づけるのが一つの方法であるということがありましたので、三鷹市教育委員会といたしましては、第33条を第34条とし、第32条の次に新たな1条を加えるということで、先ほど申しあげました勤務時間、いわゆる超過勤務というところになりますけれども、時間外の時間につきまして、1か月45時間、年間360時間という形の上限を示すとともに、一番下の3というところですけど、「前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める」ということで、先ほどの規則に位置づけること、それから、もう一つは適切に健康及び福祉の確保を図るための指針を定めることをしていこうと思っております。

もう一枚、先ほどの参考資料をごらんいただければと思います。現在、東京都のほうでも、条例の可決に向けて、今、やっつけていただいているところなんですけれども、それを踏まえて、三鷹市でも教育職員の勤務時間の上限に関する方針ということで、以下6項目ございますけれども、この部分について方針を定めていく予定でございます。

こちらにつきましては、4月の段階で教育委員会にお示しができるようにしていく予定でございますけれども、一つは超勤4項目以外の業務についても在校等時間としての勤務時間管理の対象とする。それから、先ほどの上限時間の目安。そして、在校等時間の把握

につきましては、現在、校務支援システムでの客観的な計測ができるようになっておりますけれども、こちらについても公文書としての管理及び保存を適切に行っていくようにするという事。それから4番目、労働法制の重視ということで、休憩時間や休日の確保等に関する労働法制を遵守する。それから、5番目が健康及び福祉の確保ということで、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。終業から始業まで一定時間以上の継続した休息、いわゆる勤務間インターバルを確保するという事。そして、6番目は、今も既に進めてはおりますけれども、長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施するという方針を定めるということで、今、準備をしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○高松総務課長 技術的な点について補足をさせていただければと思います。

今、最後に参考資料の3枚目としてお示しをいたしました、勤務時間の上限に関する方針の概要というもの、こちらが今回、規則の条文で追加をいたします、第33条第3項に、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について委員会が別に定めるという規定を置きますけれども、この規定を根拠に、具体的な対応として定める方針という内容となります。

また、先ほど指導課長のほうからご説明申し上げましたとおり、今回の規則改正につきましては、現在、東京都議会の定例会において審議がされております東京都条例、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、そちらの条例が可決成立した場合に確定をするという教育委員会規則の改正となります。

三鷹市の教育委員会規則におきましては、教育委員会会議で議決をいただいた日から7日以内に公布するという事を別の教育委員会規則で定めております。公布といいますのは、成立した条例規則を市民の皆さんにお知らせをするために、市役所前の掲示場に掲示をする行為なんです、そうした条例規則の拘束力の発生要件とされるもので、本来は教育委員会会議での議決後、速やかに公表、周知するという趣旨で、議決後7日以内の公布を規則で定めているところでございますけれども、ご説明申し上げたとおり、根拠となる東京都条例の一部改正が都議会において現在審議中という状況でございますので、この規則の公布についても、東京都条例の一部改正の議案が可決成立後に、市のほうでも公布することを考えております。その取り扱いについてもあわせてご了解をいただきますよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

国のほうで議論されてガイドラインが指針となって、そして、都ではそれで条例化されると。市は規則として、これを整えるということでの提案です。規則については、東京都に準じて、条例ではなく規則でありますけれども、ほぼ同じような整理の仕方をしているということです。

超勤4項目というのは、改めてどういう内容でしたか。それ以外は時間外勤務を基本的には命じられないということですね。

○松永指導課長 超勤4項目というのは、四つの項目について以外のことは、校長の職務命令で時間外勤務は認められないということになるわけですが、一つは校外実習、その他生徒の実習に関する業務です。二つ目が修学旅行、その他学校の行事に関する業務。三つ目が職員会議に関する業務。四つ目が非常災害の場合であるとか、あるいは、児童・生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合。この四つについては、勤務時間外でも勤務を命ずることができるということで、それ以外は基本的には認められないことになります。

○貝ノ瀬教育長 超過勤務を認められないと。

○松永指導課長 はい。

○貝ノ瀬教育長 超勤4項目について、超過したとしても4%ですか。

○松永指導課長 そうですね。教職調整額です。

○貝ノ瀬教育長 教職調整額として4%を認められているので、その中に含まれますと。いかがでしょうか。どうぞ。

○富士道委員 今回は法改正によって、特に上限時間がこれまでガイドラインだったものが指針という形で、法的に格上げされたわけですね。したがって、今回は上限を超えた教員に対しては、先ほどの資料の中を見ますと、医師による面接指導を実施するというを具体的に書かれているのは、大変私は評価をしたいと思います。一方では、勤務時間を管理する管理者に対して、そういう上限を超えた教員がいた場合、どういう形でヒアリングなり措置をされるのか、考え方があれば、教えてください。

○貝ノ瀬教育長 松永指導課長。

○松永指導課長 一つは、例えば、医師による面接等は、ご本人だけではなくて管理職本人にも状況等を医師から伝えていただくとともに、どう改善できるのかといったことを面接の中でも話を聞きたいと思います。また、逆に教育委員会といたしましても、そういうケースの管理職については個別にヒアリングを実施していく予定でございます。

○貝ノ瀬教育長 富士道委員、よろしいですか。

○富士道委員 はい、結構です。

○貝ノ瀬教育長 ほかの方はいかがですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第6号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 三鷹市教育ビジョン2022(第2次改定)について

日程第3 議案第8号 三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)について

日程第4 議案第9号 みたか子ども読書プラン2022(第2次改定)について

○貝ノ瀬教育長 委員の皆様にお諮りいたします。日程第2、議案第7号から日程第4、議案第9号までの議案については関連議案ですので、一括して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長　ご異議なしと認めます。議案第7号から議案第9号までを一括して議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長　提案理由の説明をお願いいたします。宮崎教育部長。

○宮崎教育部長　それでは私から教育委員会の個別計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日、お配りしてございます教育ビジョン2022をはじめとした個別計画三つと、レジュメでございますけれども、各個別計画第2次改定(案)に係る市民意見への対応についてというA4横長のものがございます。それと、もう一つ、同じ形ですけれども、各個別計画の第2次改定(案)からの主な変更点という資料を使って、ご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

教育委員会の個別計画につきましては、昨年12月に改定案の案をそれぞれお示しいたしまして、改定箇所を中心にご説明させていただいたところでございます。その後、1月14日から2月3日までの間でパブリックコメントを実施いたしました。本日はパブリックコメントでいただきましたご意見など、これに対する対応についてご報告をさせていただきます。

それでは、まず、教育ビジョン2022からご説明させていただきます。まず、横長のお手元の「三鷹市教育ビジョン2022第2次改定(案)に係る市民意見への対応について」をごらんいただきたいと思っております。

パブリックコメントで、教育ビジョン2022第2次改定(案)にいただきましたご意見は、全体で4人から14件ございました。ごらんのとおり、3ページにわたって合計14件のご意見を記載させていただいているところでございます。

まず、1番目からいきますけれども、教育ビジョン2022の計画全般に対するご意見が二つございます。ナンバー1の全体的にあまりにも内容が多いので、大幅な精選をお願いしたいというご意見に対しては、三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるもので、三鷹市の教育振興基本計画としての位置づけを持つものであること、また、今回の第2次改定では時点修正となる旨、説明したところでございます。

続きまして、ナンバー2、市民にはすぐ理解できない横文字の表記が多い、市民にわかりやすい記述をお願いしたいというご意見に対しては、専門用語等、一般的になじみの少ない文言については、極力欄外に注を設けて解説している旨、説明したところでございます。

それでは、ナンバー3は計画の5ページをごらんください。ビジョンの改定(案)の5ページをごらんください。目指す子ども像について、自己肯定感を高め、他人の話に耳を傾ける人を目指す教育をしてほしいというご意見で、これに対して、三鷹市教育委員会では、人間力と社会力を身につけさせるために主体的・対話的で深い学びの視点を重視した学習を通して、児童・生徒がみずから考え、判断し、表現する力を育てていく旨、説明し

たところでございます。

続いて、ナンバー4の意見ですけれども、10ページをごらんください。1のコミュニティ・スクールの機能の充実に関する、コミュニティ・スクールに参加している地域市民はどのように選出されているのかというご意見で、これに対しては、コミュニティ・スクール委員会の委員は地域の保護者、住民、学園の卒業生、関係者等の方のうちから対象学園の学園長が推薦し、教育委員会が任命している旨、説明したところでございます。

ナンバー5から7、裏面にかけてでございますけれども、これは2番の地域人財の育成と協働の推進に関するご意見です。その中で、ナンバー5と6は10ページ、11ページをごらんください。5、広報活動が充実すれば、学校支援者が増えると認識されているのであれば、改めてほしいという意見と、地域人財を無償ボランティアで確保しようとしているが、無償ならそれなりの人財しか来ない時代だと考えてほしいというご意見がございました。これに対しては、地域のボランティアについては、広報活動によるPRのほか、人財確保のみでは終わらず、学校のニーズに応じた地域人財の確保とスキルの向上の両面から推進していく旨、説明したところでございます。

ナンバー7のご意見は11ページ、三鷹地域未来塾の活用について、交通費程度の謝礼では、ボランティアの方の年齢的、質的な偏りが出てしまうのではないかというご意見に対してでございます。こちらについては、三鷹地域未来塾の支援員は幅広い人財の方に支えられ、円滑に事業を進めており、また、支援員の採用の際には、学校ごとに面談を行い、適正に判断をしている旨、説明したところでございます。

ナンバー8については、12、13ページでございますけれども、第4の小・中一貫教育の充実発展に関して、小・中一貫教育ありきではなく実態を隅々まで把握し、早急に廃止すべきであるというご意見に対してでございますが、小・中一貫教育の導入により、発達段階に即した学びの系統性、連続性を保障した9年間一貫した指導を可能としたように大きなメリットがあることや、目立った問題等がなく順調に制度の運用ができていく旨、説明したところでございます。

ナンバー9は13ページ、5番目の知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実に関するご意見で、特別の教科、道徳には新学習指導要領を子どもの成長、発達を保障し、人格の完成を目指す教育とそごがないのか十分な検討が求められるというご意見、子どもの権利が十分に保障される教育であるべきだというご意見がございました。特別の教科、道徳については、子どもたちをある一定の枠にはめ込むことを意図するのではなく、豊かな心の育成や規範意識の向上のため、特別の教科として位置づけており、道徳教育は思いやりの心や公共の精神を学び、社会生活の基本的なルールを身につけられるようにしている旨、説明したところでございます。

ナンバー10、14、15ページ、7番目の生活指導の充実に関してのご意見でございます。市内でいじめが原因で所属の学級に登校できなくなっている児童がいることについて、通学できなかったことによるさまざまな不利益だけでも回避するための手助けがあってもよいのではないかというご意見がございましたが、これに対しては、全市立小・中学校への校内通級教室開設を契機に適応支援教室を設置し、児童・生徒がみずからの進路を

主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する旨、説明したところでございます。

ナンバー11は17ページ、10番目の学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進に関して、特色ある学園・学校づくりの推進については、特色を出すようにと行政が上からあおらずに、三鷹の学校の全てを行政は応援してほしいというご意見でございました。これに対しては、学園の教育計画に基づく各学校の教育課程の編成を通して、特色ある学園・学校づくりを推進し、校長の強いリーダーシップのもと、学校の実情に即した特色ある学校経営を推進する旨、説明したところでございます。

ナンバー12は17、18ページでございますが、11番目の三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成に関する教育ビジョンのような膨大な内容は、とても勤務時間内に指導の準備が完了できるものとは思えない。また、研修は大事であるものの、研修の実施により、さらに忙しくなることも知っておかなければならないというご意見で、これに対しては、三鷹市の教育振興基本計画としての位置づけを教育ビジョン2022は持っているということとあわせて、三鷹市立学校における働き方改革プランに基づき、本来の職務に従事できる環境を確保することで児童・生徒の教育に力を注ぎ、学校教育の質の向上を図る旨、説明したところでございます。

続きまして、最後の3ページ目ですけれど、ナンバー13、23ページの目標5、「地域をつなぐ拠点となる学校をつくります」に関して、学校、家庭、地域の力を結集してとあるが、今はさまざまな形式、多様な家族が生まれるなど、それぞれの自主性と主体性が尊重されるべきであり、家庭への行政の介入が懸念されるというご意見でございます。これに対しては、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ学校を核としたコミュニティの創造を目指し、家庭への行政介入を意図しているものではない旨、説明したところでございます。

最後のナンバー14ですが、教科書の展示について会場を増やしてほしい、土日開催してほしいというご要望で、教科書採択の際の展示については、会場となる建物のセキュリティや広さ、対応する職員、見本教科書のセット数等を考慮した上で、土日開催や複数会場での開催について検討する旨、説明したところでございます。

それでは、もう一つの資料でございますけれども、三鷹市教育ビジョン2022第2次改定（案）からの主な変更点という資料をごらんいただきたいと思います。全部で、ここに四つ項目がございますが、事業進捗による時点修正は2か所でございます。

一つ目は11ページの3、コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備で、組織的かつ継続的な学校支援を可能にするための、各コミュニティ・スクールへの支援の充実の中で、令和2年4月からコミュニティ・スクール推進員をスクール・コミュニティ推進員に名称変更することに伴い、名称の記載を変更するものでございます。

二つ目は15ページ、7、生活指導の充実の、関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進の中で、仮称と付記していた適応支援教室の名称について、適応支援教室A-Roomに名称決定したため、記載するものでございます。

ナンバー3と4、三つ目と四つ目の変更ですが、これは23ページの17、地域社会の

拠点としての学校づくりの推進の中で、生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進について、第4次基本計画、生涯学習プラン2022の第2次改定に伴う文言修正を、芸術文化という形で修正をさせていただいたものでございます。

教育ビジョン2022第2次改定については以上でございます。

続きまして、教育支援プラン2022の第2次改定（案）でございます。こちらは、市民の対応について4ページをごらんいただきたいと思います。教育支援プラン2022第2次改定（案）についてのパブリックコメントでございますが、こちらは1人の方から合計3件の意見をいただいたところでございます。

一つ目は4ページ、1、三鷹市教育ビジョンが目指す子ども像に関する、自己肯定感を高め、他人の話に耳を傾ける人を目指す教育をしてほしいというご意見で、三鷹市教育支援プラン2022第2次改定では、三鷹市教育ビジョン2022第2次改定が目指す子ども像の実現に向け、障がいのある子もない子も学校、家庭、地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援していく旨、説明したところでございます。

二つ目は、9ページと12ページの1、支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実に関し、多忙な教員に教育支援コーディネーターの任をさせるのは適当とは思えない、教育本来の業務に専念して子どもたちと接してほしい、もっと専門家がいるのではないかというご意見でございました。教育支援コーディネーターについては、教員の過度な負担にならないよう各校で複数の指名をしており、業務においては、校内委員会の中で管理職やスクールカウンセラー、養護教諭等が連携して組織的に対応し、三鷹市では巡回発達相談等を通じて、各校に満遍なく専門的な支援を行っている旨、説明したところでございます。

三つ目は、20ページの1学園を単位とした教育支援に関して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの位置づけが曖昧である、全小・中学校に配置されているのかというご意見で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割について説明を加筆した上で、スクールソーシャルワーク機能を有するスクールカウンセラーは全小・中学校に配置されている旨、説明したところでございます。

それでは、もう一つの資料でございますけれども、三鷹市教育支援プラン2022第2次改定（案）からの主な変更点という資料をごらんいただきたいと思います。

全部で、ここに八つ項目がございます。事業進捗による修正が2か所、市民意見を反映して修正したものが1か所、第4次基本計画第2次改定や関連個別計画との整合を図るため市長部局と調整して、その意見を反映したものが5か所ございます。

一つ目は3ページ、1の三鷹市教育支援プラン2022の第2次改定に向けての章末に、市長部局の意見を反映して、ユニバーサルデザインの注釈を追加したものでございます。

二つ目は13ページの（6）不登校児童・生徒への対応の中で、仮称と付記していた適応支援教室の名称について、適応支援教室A-R o o mに名称決定したため記載するとともに、第4次基本計画及び三鷹市教育ビジョン2022の記載に合わせて記述を整理するものでございます。あわせて最後のナンバー8、一番最後ですけれども、23、24ページの資料1の記述も同様に修正したところでございます。

三つ目、18ページ、(2) 就学前の支援から就学相談への引き継ぎの中で、市長部局の意見を反映し、子ども発達支援センターで療育を行ってきた幼児という記述にまとめたところでございます。

裏面ですが、四つ目、20ページ(2) 派遣事業の充実において、先ほどのパブリックコメントの市民意見を反映して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割について、追記したところでございます。

5番目から7番目は、22ページの資料1、三鷹市の教育支援のシステムの(1) 乳幼児・児童・生徒の障がいの発見から学校教育への連携において、市長部局からの意見を踏まえ、より適切な記述に修正いたしております。

最後に、みたか子ども読書プラン2022の第2次改定(案)でございますが、パブリックコメントでのご意見はございませんでしたが、みたか子ども読書プラン2022第2次改定(案)からの主な変更点という、資料がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

四つ項目がございます。その中で、二つ目はコミュニティ・センター図書室との連携について、一層の事業推進を図るため、「今後も」という言葉を追記するもので、三つ目は市長部局からの意見を反映し、健康推進課や高齢者支援課との共催事業について具体的な取り組みを追記したものでございます。

それ以外は、時点的な文言修正でございます。

私からの説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で、提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

市民の意見というのは、ご本人にはどんな形でお答えをしているんですか。宮崎部長。

○宮崎教育部長 最近のパブリックコメントの対応としましては、議員さんからのご意見もあって、各提出された方に、一人ひとりお答えをするという方針も出ていたところでございますが、今回からはホームページ等で対応を説明するというので、一人ひとりに対してはやらないという方向を聞いております。

○貝ノ瀬教育長 委員の皆様、いかがでしょうか。富士道委員。

○富士道委員 教育ビジョン2022でございますが、先ほど宮崎部長からも説明がありました変更点にかかわってなんですが、変更前は、例えば11ページに「コミュニティ・スクール推進員(地域学校協働活動推進員)」というのが、「スクール・コミュニティ推進員」という名称に変わったと。ただ、括弧の中の言葉自体、つまり「地域学校協働活動推進員」という言葉は変わっていないですね。ですから、頭が「コミュニティ・スクール」という言葉が「スクール・コミュニティ」に変わったけれども、括弧の中は同じという表記ですので、実際、これはどう変わったのかというのは、すごくわかりにくい印象があるんですが、ここはいかがでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 宮崎部長。

○宮崎教育部長 国の位置づけ、社会教育法に基づく、地域学校協働活動推進員の役割というのは当然あわせ持つものでございますが、三鷹独自のスクール・コミュニティ創造

に向けた学校を核とした地域づくりにおいて、自治基本条例の中にも記載がございますが、三鷹ではもう一つ突っ込んだ地域づくりという視点もあわせて、この役割を担っていくということがございます。

ただ、あくまで地域学校協働活動推進員であるということは変えてはおりません。

○富士道委員 すいません、よろしいですか。

○貝ノ瀬教育長 はい。

○富士道委員 本文の11ページをじっくり読んでも、なかなかそこが、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティと、つまりどちらにしっかり重点を置きながら言葉として表記しているのかというのがなかなか難しい、しっかり正確に伝わりにくいのかなという不安はあります。

○宮崎教育部長 そちらについては、今後、スクール・コミュニティという概念につきましても、しっかり市民の方にも地域の方にも伝わるように工夫をしていきたいと思いますが、自治基本条例にある三鷹ならではのスクール・コミュニティという考え方をしっかり説明できるように、教育委員さんにもまたそういった機会を設けたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○貝ノ瀬教育長 教育長としては、議会に対してもそうなんですけれども、市民の皆さんはもちろんなんですけど、このビジョンを策定したから、これで全部済むという話ではなくて、むしろこれから始まりますので、コミュニティ・スクールをもう一度見直ししながら、スクール・コミュニティとは一体何なのか、そして、なぜ移行していくのかということについて、これから丁寧に市民の皆さんに説明していく機会をとっていきたいと思っています。そういう意味で、これがスタートになると、これで説明が終わりという意味ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

○畑谷委員 11ページにあります、地域未来塾についてです。市民からのパブリックコメントの中の説明にも7番目のところにありますが、ボランティアの人財確保は学校ごとの面談を行い、適正に判断をしてということで書かれているんですけど、学校の面談というのは、おそらく管理職の先生方がしてくださるんだと思うんです。けれども、校長先生というのは、短期間でかわられて、一方、地域のほうはずっと長くかかわっていることとなります。それで、どうしても管理職の先生がかわれると考え方が若干変わってきます。そうすると、その辺の連携がとれなくなる学校も出てくるし、管理職の先生によっては面談をするに当たって、確保する人財をどうしたらいいかわからないというのが多々あると思うんです。

その場合、おそらく指導課のほうにご相談等があるんだと思うんですけど、あるいは、地域のほうにあることもあるんですけど、学校によって随分開きというか、人財確保という意味で、現在、未来塾を行っている学校も、格差といったら失礼なんですけれども、やっていることはすごくいいと思うんですけど、これがすごく充実している学園と、これは機能していないなという学校がすごくばらつきがあります。指導はしてくださっているとは思いますが、今、三鷹市でも人財バンクみたいなものがありますよね。ああいうものを教育委員会として、こういう先生がいらっしゃる、こういう方がいらっ

しゃいますということを、未来塾を進めるに当たって何か考えたいのではないのでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 松永課長。

○松永指導課長 地域未来塾については、実際、入ってくださっている方というのは、わりと地域の方であったりとか、それから、近隣の大学の大学生がかなり今、来てくださるようになっていきます。校長先生によっては、みずから大学に出向いて行って、こういう人材が欲しいんだけどということでお話しをされる先生もいますし、また、教育委員会としても、各近隣の大学、それから、ネットワーク大学の会員の大学等に直接出向いて、こういうボランティアを募集しているのでよろしくお願いしますということでチラシをまいたり、置いてきたりしています。そういった中では、結構大学生からの問い合わせもありまして、今、どこが足りないのかと学校ともやりとりをしていますから、足りないと聞いているところにご紹介させていただきながら、校長先生方に面接等をしていただいているところですよ。

地域未来塾事業自体は4年目ぐらいになってくるところなんですけれども、スタートからそもそも地域の学習支援組織が、学校単位できちんとしているところもあるし、また、新しい仕組みとしてつくっていったところもあるので、若干温度差があるのは私たちも承知しているところです。ただ、その中で、学校が目指している子どもたちの基礎学力の向上と学習習慣の定着といった部分については、そう大きく変わってくるのではないと思っておりますので、きちんとそこをそろえてできるようにということで、現在、先ほどもお話に出てきました、コミュニティ・スクール推進員の方々と意識をそろえていくということで、進めているところです。

○畑谷委員 ぜひご指導のほうをよろしくお願いいたします。大学生なんですけれども、未来塾を現に地域でやっている学生のお兄さん、お姉さんに子どもたちはすごく聞きやすく、コミュニケーションをよくとれているらしいんですけれども、いかんせん学生さんは学生が本業ですので、1学期の間は何人も来てくれたのに、2学期になったら授業の関係で全部だめですとかというのが、すごく波があるらしくて。だから、その辺が未来塾の発展にも違ってくるのかと。子どもたちの態度ががらっと変わっちゃうのがすごくあるようなので、その辺をご指導いただくのと、ほんとうに管理職の先生によって、未来塾に対する熱の入れ方は全然違いますので、ぜひうまくいっているところの、どういうふうにやったらいいかというご指導を、うまくいっていない学校に指導を入れていただけるとすごく助かるかと。皆さん、地域の方々は一生涯懸命されているので、その辺のお力添えを指導課として、よろしくお願いいたします。

○松永指導課長 ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長 多分、畑谷委員がおっしゃっているのは、指導課長は答えにくいでしょうけれども、校長先生によって、地域未来塾に限らず、スクール・コミュニティ推進員もそうだし、コミュニティ・スクール委員もそうだけれども、校長先生が推薦するという形になっている中で、はっきり言って畑谷さんのように長く地域にいて、いろいろな人について精通している人にとってみたら、どうしてあの人があんなふうになっているんだろ

うとか、もっと適切な人がどうしてということがあるのだろうと思います。そこは最終的には教育委員会が委嘱したり、お金を払ったり、指導したりするという立場だから、チェックすることは必要ですね。機械的に推薦されたから、その人にただやっていただくと、人財の確保が難しいということもあるので、やたら注文もできないということも実情としてはあるにしても、適切な人財を確保していくことの努力は、教育委員会も一緒になってしなきゃいけないですね。そういうふうに私は理解しましたがけれども、これから今後、さらによくその辺を注意して委嘱すると、努力をしたいと教育長としてもそう思っていますので、お願いします。

○畑谷委員　　すいません。関連でもう一ついいですか。

基本的には、未来塾というのは、4、5、6年生、高学年ですか。1年生からでもいいんですか。それは学校によって違いますよね。

○貝ノ瀬教育長　　福島課長。

○福島指導課教育施策担当課長　　これは1年生から6年生まで、どの学年でも対応は可能なんですけど、ただ、限られた回数がありますので、低学年に力を入れてこうとか満遍なくやろうといったところは、学校のそれぞれの計画、戦略になりますので、若干のばらつきというか濃淡はあります。

○畑谷委員　　これも学校で違うということなんですか。

実際に、教えて、かかわっている方からお話を伺いますと、うちの地域の中では高学年なんです。そうしますと、できないところは掛け算から入るので、低学年のところをきちんとわかっていないと、もう5年生、6年生の勉強は全然できないという状態なのです。願わくば、低学年の子どもからしたほうがいいんじゃないかと思うんだけど、うちの学校は高学年なのよねという話なんです。

それと、持ってきたプリントとか何かの教材を教えるのは一生懸命教えてくださっているんですけど、それが先生方から供給されるとか、これをこの子に教えてくださいますとかいただかないと進められないので、それがなかなか先生のほうから、働き方改革ということがあるんだと思うんですけど、なかなか相談できる体制ではないみたいなんです。その辺も先生方の時間外になってしまうということ自体が難しく、管理職の方も強硬に言えないのかと思うんですけど、先生がかかわっている学校というのはいまよくいってんじゃないかと思うんです。先生がかかわってくださらないと、地域住民だけの未来塾というのは発展性がないように思いますので、その辺を、本当にせっかいいいことなんです。だからやっていただきたいし、やりたいという気持ちは地域ではあるので、お声がけいただければ幾らでもやるんですけども、応援体制がないと進まないというのがありますので、申し訳ないんですけど、その辺の周知徹底というか、ここまではやってほしいというところを管理職の先生のほうにもお伝え願えると助かるんですけども。

○貝ノ瀬教育長　　決意のほどを、福島課長。

○福島指導課教育施策担当課長　　前段の高学年でやるか低学年でやるか。以前、私が着任していた学園では高学年でも低学年でもやっていたんですが、高学年の指導は難しいんです。ですので、逆にそうなりますと、ボランティアさんが二の足を踏んでしまうことも

あって、であれば低学年から、低学年になると、かなりボランティアさんも意欲的に参加いただけるので、高学年については確かに必要なだけども、今、重点的にやるのは低学年だと学校では戦略として決め、そして、そこに重点を充てて、ここを徹底的にやろうという形で切りかえている学園もありました。

また、ただ、学園の支援体制によって、学生さんが比較的多めに参加してくれるような学園にとっては、高学年にも当然、中学生にも入りやすいので、そういった形でやっている学園もあるので、学園の地域性といった人財の確保によっては少しばらつきもあるので、この学園の学生をこっちに持ってくるかということ、これはまた学生にとっても、幾ら狭い三鷹とはいえ結構広くて、その辺はうまく、人財の交流はなかなかできないのも現実なんですけれども、都度、都度、毎年その辺の戦略を変えながら、限られた予算の中でより効果的かというとこれは学園も考えていかなきゃいけないということはしっかり指導していないかと思っております。

○畑谷委員 よろしくお願ひします。

○貝ノ瀬教育長 個別最適化のこれからの施策にも大いに関係して、高学年でも掛け算のことが欠けていると、要するに、系統性から考えて。そう考えるとほんとうにカリキュラムの系統性に沿った指導が、それぞれに個別になされないと、これは難しいという話だよ。ぽっと高学年だけをやっても追いつかないというか。

○松永指導課長 基礎的なところをちゃんと押さえた上で前に進んでいくというのはすごく大切なことですので、東京都で出している東京ベーシック・ドリルをきちんと積み上げていくということでやられているところは、小学校4年生までのことを全部の子どもにマスターさせるというのが一つの狙いでやっているものなんですけれども、それをうまく教材として使っているところは、わりと系統立てていることも含めて、うまくいっているかと思ひます。

○貝ノ瀬教育長 そういうことを活用してということ自体も、情報提供を超えて、少し指導して、使いなさいということぐらいを指導したほうがいいんじゃないかね。

そうしないと、ばらつきで、そのままレッセフェールでどうぞということで、そういうことをしちゃうとどんどん格差が出ていっちゃうよね。いいご指摘をいただいたので、これはぜひ新年度から改善に生かしてもらえるといいですね。

○松永指導課長 わかりました。

○貝ノ瀬教育長 さて、ほかにどうでしょうか。修正というよりもご要望、貴重なご意見として伺ったということで、ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第7号、三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○貝ノ瀬教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

では、続きまして、議案第8号、三鷹市教育支援プラン2022（第2次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○貝ノ瀬教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

では、議案第9号、みたか子ども読書プラン2022（第2次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○貝ノ瀬教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第5 教育長報告

○貝ノ瀬教育長 引き続き、日程第5 教育長報告に入ります。

私のほうは、お手元にある先日の令和2年第1回市議会定例会の一般質問通告に沿って、質問にお答えをしたという報告をします。

教育についてはたくさん質問者がございまして、そこにありますように、まず、高谷議員については、教育センターの非常用電源の負荷率ということでご質問がございましたが、負荷率は30%を確保しているんですが、必要な負荷率は29%ちょっとあって、最低負荷率を十分達しているんで、これは問題ないんだというお答えをいたしました。

それから、災害時の避難所運営の中で、学校用務員は必置というか、活躍していただける大変いい立場にあるのでということで、ほぼ用務員は、1校以外は全て配置されているということですね。

○高松総務課長 正規、または再任用が1人は配置されています。

○貝ノ瀬教育長 配置されているということですので、あと、1校については、ベテランの方ですので、十分ご活躍いただけるということでもあります。用務員さんだけにというわけではないんですが、これは夜中だって災害というのは起きることがありますので、全市的な対応になるということです。

それから、小幡議員については、これは子どもの権利条約の制定についてです。これに関連して、権利条約については所管は子ども政策部ですので、直接お答えすることはありませんでしたけれども、今日の課題については、不登校とかいじめ、虐待とかがあって課題山積であります。教育については、権利条約の内容についての子どもの最善の利益とか意見表明権という部分については、これは三鷹市で子ども条例というものはありませんけれども、それらは三鷹市に限らず、全国共通に大事にされているコンセプトで、私たちもそれを使わせてもらっているということで教育には生かされていると、教育のほうはそんなお答えでございます。

谷口議員からは新型コロナウイルスへの対応ということでご質問がございましたが、適切に対応しているとお答えをいたしました。それから、食品ロスの問題についても、食育等の取り組みとともに、小・中学校で取り組んでいるということでの答えです。

それから、紫野議員については、LGBTQについての教育現場での取り組みです。これについては、人権教育として対応しているということでございます。

それから、野村羊子議員については、この方は読解力が、PISAの学力調査等が国のほうも都のほうも落ちている現状の中で、三鷹市はどうなんだということで、三鷹市も落ちていますということで、これは全国的に日本の子どもは読解力が低くなっている現状が

ありますので、これについては、総合的に国語とかという教科だけの問題じゃなくて、読書の問題ですとか総合的に対応を図っていくということで、お答えをいたしました。

それから、吉沼議員はラグビーをもっと教育にということでしたけれども、タグラグビーなど教育現場では取り組んでいますので、さらに理解を深めていくようにいたします。

渥美議員も新型インフルエンザについて、さきの谷口議員のお答えと同じように、適切に対応を図っているところということです。

それから、伊東光則議員は、総合教育相談のことで、どんな相談が多いのかということでございましたけれども、お子さんの発達とか性格特性についての相談が多いというお答えをしたということです。

それから、土屋議員ですが、スクールゾーンのことについて、これはもちろん、要望を出して、必要などころには警察のほうでご判断いただいてということですが、これも安全対策については十分配慮していきますと。

それから、伊藤俊明議員については、家庭教育の支援ということでございましたが、家庭教育というのは教育の根幹といってもいいぐらいのことです。教育基本法にもちゃんと規定されているので、重視して啓発もさらに図っていくと。新型コロナウイルスについては、特に教育については通告がなかったのでお答えすることはございませんでした。

それから、吉野和之議員ですが、これは国語教育ということで読解力です。これも野村議員と同じように、国語教育について大事にしていくと。特に吉野議員の場合は、これは日本の伝統文化の尊重とともに、日本の国の基本だというお立場での国語教育の充実ということでしたが、大事にしなければいけない大切なことだということでお答えをいたしました。情報セキュリティについても、教育委員会は適切に対応していますと。

それから、大倉議員は、認知症理解教育という意味のご質問でしたが、これも従来から実践を伴った教育をやっておりますので、それについてお答えをいたしました。

寺井議員はN I E、つまり新聞を活用した学習ですが、これは新聞というのは教材としてはほんとうに有効な教材ですので、これはもう既に学校のほうでもいろいろな教科で活用していますけれども、さらに充実を図っていくということでございます。

山田さとみ議員は市民目線の学校環境ということで、PTAのBPRというんですが、BPRというのは、要は民間の手法を使った一種の評価をしていくと。PTAのいろいろな活動の中身とか取り組みのことについて、労力と効果について、しっかりと数値化して明らかにして活動の中身を精査していくことについてどうかということです。基本的にPTAは社会教育団体ですので、自主的にご自分たちでご判断いただいて、精選を図るなり、充実を図るなりをしていただきたいというお答えです。

学校と家庭との電子化についても、いろいろセキュリティの問題とか技術的な問題で課題はありますが、検討はしていきたいということです。

教科担任制度は、これも既に行っておりますけれども、三鷹は小・中一貫ですので、なおさらですけれども、これも拡充についても可能な限り考えていきたいと。

それから、誰一人取り残さない教室環境ということでありましたけれども、これも一人ひとりを大事にした教育を行っていくというのは当然のことだと、こんなご質問とお答え

で、一般質問は終了したということでご報告いたします。

では、ほかの方から。

○高松総務課長　それでは、順次、各課からご報告をさせていただきたいと思います。議案資料の16ページからをござんいただけますでしょうか。

まず、総務課でございます。

16ページ、実績等報告につきまして、中ほど、2月7日に東京都市町村教育委員会連合会の研修会が東京自治会館で開催されまして、畑谷委員にご参加をいただいたところでございます。ありがとうございました。

次に、17ページ、予定と報告になります。一番上、3月2日、本日この後、市長と教育委員会で構成する総合教育会議、本年度2回目の会議を予定しております。よろしくお願いいたします。

また、一番下、3月12日に教育委員会表彰（児童・生徒対象）ということで記載をさせていただいております。こちらにつきまして、現在、市では新型コロナウイルスの感染拡大防止のために市の主催事業、また、イベントの中止や延期、また公共施設の臨時休館などの対応を行っているところでございまして、こちらの教育委員会児童・生徒表彰につきましても、例年の集合での表彰式については開催を見合わせていただくことといたしました。

なお、今年度の表彰対象者につきましては、お手元のほうに資料として、「令和元年度教育委員会児童・生徒表彰 被表彰者一覧」という資料をお配りさせていただいております。記載のとおり、小学生が5人、中学生が13人と、合わせて18人が対象となっております。表彰状と記念品につきましては、学校のほうを通じて別途、お渡しをする予定としているところでございます。表彰内容、功績等については、資料のほうをご参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長　ありがとうございました。では、教育センター。

○田島総務課施設・教育センター担当課長　私のほうから、教育センター・施設関係についてご説明をします。18、19ページをお開きください。

学校施設関係の工事については記載のとおりで、今年度、大規模な改修工事は全て終了しております。また、教育センター関係におきましては、教育センター暫定施設の解体について、2月28日に工事検査の完了をもちまして、工事の完了となっております。

私からは以上になります。

○貝ノ瀬教育長　学務課、お願いします。

○金木学務課長　学務課でございます。20ページをお開きください。

実績等報告につきましては記載のとおりでございます。

今後の行事予定のほうでございますけれども、明日3月3日に、令和3年度就学に向けた教育支援学級等の説明会を開催する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの対応といたしまして、明日の開催は見送ることといたしまして、4月に延期をする予定でございます。こちらの説明会では、令和3年度に小学校に入学する予定のお子さんの保

護者の方を対象とし、子ども政策部、主に子ども発達センターと連携しながら開催をする予定になってございました。

その他につきましては記載のとおりでございます。

学務課からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 指導課、お願いします。

○松永指導課長 指導課です。22ページ、23ページをごらんください。

自然教室ですけれども、全校無事に終わりました。ありがとうございました。

それから、その下のほうなんですけれども、25日の初任者研修の閉講式、それから、27日の中学校自然教室実施委員会ですけれども、感染予防のために、この会については各学校で対応、もしくは、各学校から意見を集めるという形で済ますことにしました。

23ページをごらんください。やめたものがあるんですが、どうしても議決していかなければいけないものについては対応を、マスクをしたりとか消毒をしたりしながら集まってやるということで、3月5日のPTA連合会の常務理事会については実施するというところでいきます。あと、校長会についても実施をしたいと思います。

先般からお願いをさせていただいております、卒業式の関係なんですけれども、19日に中学校、それから25日に小学校が卒業式を予定させていただいております。今日の会議の冒頭にも教育長のほうからもございましたけれども、行事等の実施についてという通知の中で、卒業式に関しましては予定された日程で、来賓等、それから、保護者等の入場についてはご遠慮いただく中で、卒業証書を授与する会になるのかと思うんですけれども、必要最小限の内容で実施をさせていただくことにいたしたいということです。

教育委員の皆様には、教育委員会告辞ということで、こちらでご挨拶いただく予定になっておりましたけれども、そういった諸般の事情で、今回につきましては、申し訳ございませんが、来賓なしでということで進めさせていただくことにいたします。なお、現状、現段階での情報ですので、もしかしたら、この先もっと大変なことになれば、また少し形を変えなければいけないということもあるかと思っていますところでは。

現段階では、4月に行う予定の入学式についても、今度は、来賓はなしで新入生、それから保護者という形で、参加については制限をしながら進めていこうということで、今、校長と話をしているところでございます。

なお、小・中学校、それぞれ修了式につきましては、今回については実施しないということで、今のところ、決めているところでございます。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 図書館、お願いします。

○田中三鷹図書館長 図書館でございます。

まず、事業の報告の前に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止として、三鷹市立図書館の臨時休館についてご紹介をいたします。2月29日から3月16日まで、移動図書館を含め全館休館とする対応をとらせていただいております。一部市区の図書館では、一部のサービスを提供する運用で対応をしているところがございますが、三鷹市としましては、利用者同士の接点、また、利用者と職員との接触する機会をなくすということから、

全館休館としているところでございます。

事業の報告ですが、2月22日土曜日につきましては、わん！だふる読書体験、また、文庫連絡会講習会を開催しております。また、2月26日のおはなし会からですが、こちらにつきましては、休館の判断をする前から、2月25日の時点で2月26日から3月11日の事業について中止とする判断をし、見送ることとなっております。

また、予定ですが、3月25日からイベントの開催を予定しておりますが、今後の状況を踏まえて判断をする考えでございます。そのほかは表記のとおりでございます。

○貝ノ瀬教育長 生涯学習スポーツ文化施策ということで、大朝理事。

○大朝教育部理事 スポーツと文化部から今、26、27ページにあります、さまざまなイベント等の開催の中止したものが多くございますが、それのご報告の前に、スポーツと文化部が所管をしている公共施設の休館の状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、2月25日の時点で、三鷹の森ジブリ美術館を休館させていただいております。それから、2月28日から、星と森と絵本の家も休館をさせていただいております。この2館につきましては、ジブリ美術館のほうは市内外、国際的な知名度も高い施設ですので、非常に多くの来館者の方が毎回いらっしゃるということ。1日2,400人に限ってはおりますけれども、来館者率が非常に高い施設であり、なおかつ屋内の施設だということを経験して、休館させていただきました。それから、星と森と絵本の家につきましても、小さい子どもが中心の屋内の施設で、天気あまりよくない日などは、逆に非常に館内が混みあった状況になること、それから、本を媒介にして、小さい子どもの間に万が一、感染が広がる危険性も否めないということから、早めに休館の判断をさせていただいたところでございます。

その後、市内の小・中学校の休校のお話が出ましたことに影響を受けまして、私どもの施設で所管をさせていただいております、小・中学校全22校の学校開放施設、集会室ですとか体育館ですとか、テニスコート、グラウンドを一般の市民にも使わせていただいているわけですが、こちらのほうも、まずは、3月15日までの間ですけれども停止ということで判断をさせていただいております。

ほかにも所管をしている施設はいろいろございまして、イベント等の中止ですとか、また貸館の部分で、私どもの主催、もしくは財団が主催じゃなくても、大きなコンサートを企画していらっしゃる方々も多くいらっしゃるんですけども、例えば、芸術文化センターの風のホール、星のホールは両方とも今回のことでの中止のご判断をされる場合には、キャンセル料などをいただかずに全額返金をするという対応をさせていただいております。皆様、慎重にご判断をいただいて、ほとんどの主催者の方が、あらかじめ中止の判断をなさるということにもなっておりますので、そのような手続は粛々とやらせていただいているところです。

26、27ページで、芸術文化課所管のイベントも幾つか記載してございますけれども、こちらも全て今は中止という判断をさせていただいたところでございます。

では、生涯学習課。

○加藤教育部参事 生涯学習課です。

生涯学習課は、25日に三鷹市生涯学習審議会・社会教育委員会議を開催いたしました。生涯学習プラン2022第2次改定につきまして、諮問をして、異議がないということでご答申をいただいております。

26日以降の生涯学習課のイベントは中止になっております。今後の予定の16日、月曜日の文化財保護審議会までが中止という形になっております。

なお、水車と古民家につきましては、来館された方に名前と連絡先をご記入していただくという体制をとりながら、また、会場にはアルコール消毒等を置きながら、現在は開館しているという状況になっております。屋内ではありますが風通しのいい施設であり、それほど来館者数も多くない施設なので、今のところ、開館しております。

生涯学習課からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 では、スポーツ。

○平山教育部参事 スポーツ推進課です。

26ページですけれども、2月14日、三鷹市スポーツ推進審議会におきまして、スポーツ推進計画2022の諮問をさせていただきまして、審議会のほうからは異議のない旨、答申を受けているところでございます。

27ページでございますけれども、3月7日のパラリンピック選手との交流会、サッカー協会の設立50周年関係が予定されておりましたけれども、パラリンピック選手との交流が中止で、サッカーは延期ということで伺っております。

また、下のほうの3月20日の弓道場・アーチェリー場のオープニングセレモニーについては中止ということになってございます。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で報告は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。池田委員。

○池田委員 今般の臨時休校についてなんですが、準備期間のない中で、ほんとうに教育委員会事務局をはじめ、対応は大変だったと思います。ご苦労さまでございました。

それで、二、三、伺いたいんですが、これは教育支援学級に在籍する児童・生徒について、自宅で過ごすことに困難がある場合は、各学校にご相談くださいと記載があるんですが、このようなご相談が、今のところ、どんな形であるのかということと、それから、通常学級であっても、なかなか自宅で子どもを見るのが難しいようなお子さんについて、学童は今まで申し込んでいなかったけれども、今は見られないから見てほしいという新たな学童の申し込みというのはあるのかどうかとか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○貝ノ瀬教育長 2点、ご質問でございます。指導課長。

○松永指導課長 このように、教育支援学級に在籍する児童・生徒ということでお知らせをさせていただいたんですけれども、今のところ、学校のほうからこういう相談があったという報告はないです。

○貝ノ瀬教育長 ただ、教育支援学級の固定については、あけてはあるんですね。

○松永指導課長 介助員の方も勤務がありますので。

○貝ノ瀬教育長 対応はできるようになっているんです。というのが1点目。2点目、どうぞ。

○宮崎教育部長 学童保育なんですけれど、けさの段階で子ども政策部と確認した段階では、今週から午前中の8時から預かる体制を整えたと、指定管理者二つ、社会福祉協議会と日本保育サービスと整えたということなんですけれど、ただ、今まで学童保育に申し込んでいない、学校がやっている間のパート勤務だとか、あとは、例えば、4年生、5年生、6年生だとか学童をやっていないところの対応だとかということについては、まだ子ども政策部のほうでも対応については検討している段階でございます、そういう要望が具体的にたくさん来ているということではないんですけれど、問い合わせはどうもあるようだと思っています。だから今後、課題になってくるころだと思います。

○貝ノ瀬教育長 田中課長。

○田中学務課教育支援担当課長 スクールカウンセラーも勤務しておりますので、また、家におりますと、親御さんの中でかなり煮詰まってくるケースもあると思いますので、個別のカウンセリング等は常時行っております。

○貝ノ瀬教育長 池田委員。

○池田委員 そういった、なかなか自宅で見るのが難しいようなご家庭が、みずからちゃんと声を上げてくださればいいんですけれども、必ずしもそうでも、そういう力が備わっていないご家庭もあるので、情報発信をしていただいたほうがいいのかと思います。

○貝ノ瀬教育長 そういうご家庭に対して、困り感を持っているところについては、学校で把握してもらって、どんな工夫ができるかということで、一緒に相談に乗ってやってもらえるといいですね。

田中課長。

○田中学務課教育支援担当課長 そのあたりも、子ども家庭支援センターと連携しまして、要注意のご家庭につきましては、子ども家庭支援センターと総合教育相談室のほうからご連絡をする予定であります。

○貝ノ瀬教育長 ほかの委員はどうでしょうか。

○櫻井委員 今回の休校で、家庭での学習というか宿題を出していると。テレビの報道などで見たのですが、学力の差というか、そういうのが出てしまっただけではないということで、学校間、あるいはクラス間で、先生の対応で出されている宿題の量とか内容が違ってくると思うんですが、その辺は今後、さらに何かを出すとかということがあるのでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 松永課長。

○松永指導課長 ほんとうに1日しか準備する時間がなかったもので、何がどこまでできるのかというのは、現状としては暫定的にここまでのことということで出しています。その後のものについては、追加で出すこともあると子どもたちには既に伝えてあって、状況によっては担任の先生が各ポスティングして行って、できれば様子はどうだということでも声かけができるかどうかとか、あるいは、今日も臨時の校長会の中で教育長のほうからもご指示はいただいたんですけれども、学校ホームページ等の中で、そういう教材等の発信ができないかということについても、今、検討はしているところです。

今回、配ったものが全てというわけではないという認識の中で、今、学校のほうは動いております。

○櫻井委員 わかりました。

○貝ノ瀬教育長 ほかの委員さんはいかがですか。

では、日程第5、教育長報告を終わります。

以上をもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時05分 閉会